

平成29年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年9月26日(火) 午前10時02分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)  
議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(23名)
- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 小杉武仁君  | 2番  | 河村幸雄君  |
| 3番  | 本間善和君  | 4番  | 鈴木好彦君  |
| 5番  | 稲葉久美子君 | 6番  | 渡辺昌君   |
| 7番  | 尾形修平君  | 9番  | 本間清人君  |
| 10番 | 川村敏晴君  | 11番 | 小杉和也君  |
| 12番 | 姫路敏君   | 13番 | 竹内喜代嗣君 |
| 14番 | 平山耕君   | 15番 | 川崎健二君  |
| 16番 | 木村貞雄君  | 17番 | 小田信人君  |
| 18番 | 長谷川孝君  | 19番 | 小林重平君  |
| 20番 | 佐藤重陽君  | 22番 | 山田勉君   |
| 23番 | 板垣一徳君  | 24番 | 鈴木いせ子君 |
| 25番 | 大滝国吉君  |     |        |
- 5 欠席委員(2名)
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 8番 | 板垣千代子君 | 21番 | 大滝久志君 |
|----|--------|-----|-------|
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 7 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 8 説明のため出席した者  
なし
- 9 議会事務局職員
- |    |      |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 次長 | 大西恵子 |
| 書記 | 百武美奈 |

(午前10時02分)  
委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)及び議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、それぞれ、各分会長の審査報告ののち、質疑を行う。

**日程第1** 議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)を議題とし、議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)について、総務文教分科会長 鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 尾形修平君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川崎健二君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

**総務文教分科会**  
(報告)

鈴木総務文教分科会長 ただ今上程されている議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)のうち、総務文教分科会所管分について、その審査の概要と経過について

て報告いたす。

去る9月14日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長、及び理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会を開会いたす。

はじめに、議第114号平成29年度村上市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲で、総務課・財政課・政策推進課・自治振興課・会計管理者・選管監査事務局・議会事務局・消防本部・荒川支所・神林支所・朝日支所・山北支所 所管部分について担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。その主な概要と経過について報告いたす。

歳入については、第10款 地方交付税、第18款 繰入金、第19款 繰越金、第20款 諸収入、第21款 市債については質疑はなかった。

次に、歳出について、第2款 総務費については質疑なく、第9款 消防費について委員より「ホースの入れ替えや団員の装備品の充足は終わったのか」との質疑に「終わりました。」との答弁。

第14款 予備費及び第4条「第4表 地方債補正」については、質疑はなかった。

次に第2日目、9月15日同じく市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長、教育長及び理事者説明員出席のもと、当分科会を開会した。

議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第3号）のうち、当分科会の所管する審査範囲で、学校教育課、生涯学習課所管分について担当課長から説明を受けた後に質疑に入った。

歳入について第14款 国庫支出金について、委員より「山辺里小学校看護師補助は3分の1か。」との質疑に「そのとおりである。」との答弁。

また、委員より「雇用体制は。」との質疑に「臨時職員である。」との答弁。

第15款 県支出金については、質疑はなかった。

次に、歳出について第10款 教育費について 委員より「市内8ヶ所の遊具撤去の経緯は。」との質疑に「各教育事務所から点検内容を含め報告を受け、悪い箇所8ヶ所を撤去するものである。」との答弁。

委員より「弓道場のアーケードはどのようなものか。」との質疑に、「矢を打った後、取りに行くための通路が半分より出来ていなかったため、残りの半増設するものである。」との答弁。

また、「トイレの予定はないか。」との質疑に、「今回の予算には入っていない。」との答弁。

委員より、「小学校施設改修経費は優先順位をつけて予算要求されたものか。」との質疑に「統合後使用する学校を優先した。工事は来年の予定だが早めの設計と補助金申請に必要なため補正要求した。」との答弁。

第10款 教育費・第2条「第2表 継続費補正」は質疑なかった。

以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第114号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

## 総務文教分科会

(質 疑)

なし

## 市民厚生分科会

(報 告)

尾形市民厚生分科会長 ただいま上程されている議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過についてご報告いたす。

去る9月19、20日両日、午前10時から市役所第1委員会室において、一般会計

予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員9名、議長、議会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けたのちに質疑に入ったが、さしたる質疑なく終了した。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けたのちに質疑に入った。

初めに第2款総務費で、委員より防犯対策経費で工事請負費が計上されているが、具体的に地域はどこかとの質疑に、村上地区は浜新田、朝日地区は小須戸から荒沢間であるとの答弁。

委員より、地元要望もあると思うが設置する判断基準はあるのかとの質疑に、通学路に関しては優先的に、なおかつ交通量の多いところとか、自転車と歩行者と一緒に通る場所とかを優先しているとの答弁。

次に、第3款 民生費で、市民後見推進事業経費で市民後見推進事業委託料が計上されているが、民間の人を育成するためではなく、社会福祉協議会に任せる事と理解してよいのかとの質疑に、そのとおりであるが、ゆくゆくは市民の中で後見人として活動できるように育成していくことはあると思うとの答弁。

委員より、テレビ報道では村上市では14名の待機児童がいると報道されていたが、以前の一般質問では待機児童はいないと答弁されていたが、なぜこのような報道になったのかとの質疑に、いつも4月時点ではないのですが、昨年度の10月時点での県からの調査でも14名と報告している、今年も4月時点ではいなかったのですが、9月1日現在で、村上地区で約10名、荒川地区で約2名が入園できていなかったためであるとの答弁。

次に、第4款衛生費で、荒沢の最終処分場は今後何年くらい受け入れが可能なのかとの質疑に、おおよそ20年くらいを見込んでいるとの答弁。

委員より火葬場の修繕に関して、定期点検は行っているのかとの質疑に、指定管理者のほうで年に1回行っているし、年次計画を立てて修繕工事を実施しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第114号のうち市民厚生分科会所管分については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

## 市民厚生分科会

(質疑)

姫路 敏 待機児童については、未満児のことを含めてのことか、それとも3歳から通常での園児というか児童としてなのか、何かわかるか。

尾形分科会長 基本的に待機児童って言っているのは未満児も含めてというふうに理解している。  
姫路 敏 ちなみに9月のときに荒川地区に10名の待機児童がいると担当者が言っていたが委員会の中ではどういう質疑がなされたか。今聞くと村上地区で10名、荒川で2名ということをやっていたが、そういう答弁だったのであればそれ以上の詮索はできないと思うが、わかったか。あとで私も確認する。

尾形分科会長 委員会での担当課説明員の説明に基づいた報告書を書いているので、委員会内ではそういう答弁があった。

姫路 敏 一応委員長のほうからあとで少し、福祉課のほうにちょっと聞いておいてもらいたいと思うが、そういう話があったとよそから聞いたがとでもいいのでよろしく願います。

尾形分科会長 了承した。

## 経済建設分科会

(報告)

川崎経済建設分科会長 ただいま上程されている議第114号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第3号)のうち、経済建設常任委員会の所管する審査範囲についての審査の

概要と経過について、ご報告申し上げます。

去る9月21日、22日の両日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、及び副市長をはじめ理事者の出席のもと、経済建設分科会を開会した。

はじめに、歳入のうち第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第20款 諸収入について、担当課長から説明を受けたのち質疑に入った。

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第20款 諸収入については、質疑はなかった。

次に、歳出のうち第5款 労働費、第6款、農林水産業費、第7款 商工費、第3表 債務負担行為補正について、担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第5款 労働費について、委員より、「職業訓練校へのエアコンの設置について、94平方メートルのエアコンルームにエアコン4台を440万円で設置とのことだが、稼働割合からいっても高額ではないか。」との質疑に、「市では専門的知識がないため資格がある業者に設計を委託し、撤去費を含めて現在の空冷能力を維持する能力での設計で計上したものである。」との答弁だった。

委員より、「建物自体も老朽化し、いずれは建て替えの話も出てくる。天井埋め込み型エアコンで配管から全て改修するのなら撤去費も必要だが、壁掛け型であれば、お金をかけて撤去せず、そのまま残してもいいのでないか。」との質疑に、「撤去が設計の段階であり発注もしていないが、設計の見直しをしていきたい。」との答弁だった。

委員より、「クリエート村上の洋式トイレに暖房便座を導入するのであれば、高齢者の利用もあり、ウォシュレット化してはどうか。」との質疑に、「施設側からはウォシュレットより暖房化してほしいという要望であった。」との答弁だった。

また、委員より、「暖房便座の導入に46万円計上している。高額だが内容は。」との質疑に、「5カ所だが、暖房便座を買ってきて乗せるだけでなく、電気の引き込み工事を含めての金額である。」との答弁だった。その他、さしたる質疑はなかった。

第6款、農林水産業費について、委員より、「農業再生協議会負担金のシステムの改修費の内容は。」との質疑に、「業者のシステムを使っている。面積配分が数量へと大きく変わる。再生協議会に加入しているJAなどにも負担いただき、市が2分の1、他団体が2分の1でシステム改修を行う。2月の本配分までには正式稼働したい。」との答弁だった。

委員より、「森林整備地域活性化交付金の対象面積は。」との質疑に、「森林経営計画策定のための調査費のもので、493ヘクタールを計画している。」との答弁だった。

その他、さしたる質疑はなかった。

第7款、商工費について、委員より、「中浜の農工団地の修繕内容は。」との質疑に、「工業団地の汚水の処理水の放流用ゲートバルブの修繕である。」との答弁でした。

委員より、「みどりの里経費で、スケールの除去費用が、当初予算でなく補正予算で計上された。どの時点でこの工事が必要と気付いたか。」との質疑に、「スケールの除去は年次計画でやっている。スケール除去は抜き差しの段階で判断するが、7月ごろ、3年していないのでそろそろする必要があると業者と打ち合わせで判断した。」との答弁だった。

また、委員より、「スケール除去は、毎年やったほうが長寿命化につながるが、しないのか。」との質疑に、「みどりの里拡充計画と、これからのメンテナンスの中で検討したい。」との答弁だった。

委員より、「あらかわゴルフ場経費について、ゴルフ場側から要望等はあるか。」との質疑に、「打ち合わせに基づき優先順位をつけている。第1順位が屋根の修繕で実施し、次の順位が橋りょう補修でこれを予算化した。ロッカー設置の要望は

ないが、芝刈り機、暗渠排水など事業者からの要望により計画的に進めている。」との答弁だった。

その他、さしたる質疑はなかった。

第8款、土木費について、委員より、「南大平ダム湖公園経費について、トイレ4カ所の洋式化に127万円もかける詳細は。」との質疑に、「天体観測施設とキャンプ場の男女各1カ所を洋式化するが、既存のトイレを撤去と、新たに洋式化することで配管が必要となる。」との答弁だった。

委員より、「荒川パーキング活性化の実証実験について、ここにトイレや直売所など置くと、穂波の里や朝日みどりの里に悪影響があるのではないか。」との質疑に、「実証実験には協議会を立ち上げ進めていくが、協議会にはいずれの道の駅も入っている。下り車線は道の駅への誘導や市内の観光案内、上り車線は荒川の特産品販売。道の駅が競合しないことが大きなテーマとしている。」との答弁でした。委員より、「公園の購入について、現在の土地は借用地だが、購入後は都市計画課で管理する都市公園か。」との質疑に、「この土地は広場で、ゲートボールにも利用している。しかし、これまでの借地の経緯もあり、維持管理は環境課、財産の所管は都市計画課の行政財産となる。」との答弁だった。

その他、さしたる質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、経済建設分科会の審査範囲についての賛否の態度を取りまとめるにあたり、委員から賛否の態度についての発言を求めたが、発言なく、起立採決の結果、議第114号のうち、経済建設分科会所管の審査範囲については、起立全員により原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で、経済建設分科会の審査の概要と経過についての報告を終わる。

## 経済建設分科会

(質 疑)

本間 清人 委員長の報告の最初のほうに職業訓練校94平方メートルの次、エアコンルームという回答だったが、エアコンルームではなくコンピュータールームの間違いだと思う。

川崎分科会長 大変失礼した。訂正しておく。

## 【討 論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第114号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第2** 議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、総務文教分科会長鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 尾形修平君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川崎健二君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

## 総務文教分科会

(報 告)

鈴木総務文教分科会長 ただいま上程されている議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務文教分科会所管分について、その審査の概要と経過について報告いたす。先ほどの議第114号に引き続き、審査を行った。

議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

当分科会の所管する審査範囲についての主な概要と経過について報告いたす。

はじめに歳入について第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 地方消費税交付金、第7款 ゴルフ場利用税交付金、第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特例交付金、第10款 地方交付税、第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手数料、第14款 国庫支出金については質疑はなく、第15款 県支出金について委員より「電源立地地域対策交付金に関し、三面川の水が汚れ、アユも住めないような川になってきたから、川の関係に使ったらどうか。」との質疑に「地元に戻元できるような仕組みを検討するべきとの意見もいただき、検討し、商工費の二子島森林公園の施設経費に充てる準備を始めたところである。」また、「直接該当する金額でなくても、今後は地域のダムに関する事にも順次進めていきたい。」との答弁。

第16款 財産収入については質疑はなく、第17款 寄付金について委員より「ふるさと納税について国からの指導で返戻金を3割に減らせという方向性が出た中で、市としてはブレーキかけざるを得ないのか。」との質疑に「総務省から通知が出たということ、また、ふるさと納税の本来の目的を忘れてはいけないという事も含めて、3割をひとつの目安に行きましょうと村上也3割ということで作業を進めている。」との答弁。

第18款 繰入金、第19款 繰越金、第20款 諸収入、第21款 市債については質疑はなかった。

次に歳出について、第1款 議会費については質疑なく、第2款 総務費について、委員より「東京オリ・パラ活用地域活性化首長連合負担金とは。」との質疑に「地域活性化推進首長連合という組織で、三条市の国定市長が会長で構成されたもの。正会員会費10万円、参加自治体は全国で468団体、内正会員は約130団体」との答弁。また「市はどの額か。」との質疑に「政令都市は50万円、中核都市は30万円、その他市町村は10万円。村上市はその他の市町村に該当する。」との答弁。第9款 消防費について委員より「個別受信機について、防災訓練やミサイル発射などで問い合わせは」との質疑に「Jアラート鳴った後、頻りに電話がありました。ランプ点滅、聞こえなくなったなどの連絡に、職員が訪問し対応した。最近の住宅は、高断熱高気密でアンテナを外に付けると中に入れられないという困った点はあるが、市民は非常に関心がある。」との答弁。

委員より、「救急救命士実習委託料は何名の委託料か。」との質疑に「村上総合病院、坂町病院、山北徳洲会病院で34名の救命士の委託料である。」との答弁。

第12款 公債費について委員より「29年になると普通債が起債より償還のほう若干少ないし、過疎債活用スケートパーク、村上総合病院がある地方債の今後の償還は。」との質疑に「地方交付税は2億ずつ減っていく。起債を抑えながら償還額を増やして、相対的に全体を減らしていくようなことで、歳入不足に対応する。第二次総合計画の実施計画にもあるとおり、これから5年間支出額抑えながら、順当な借金の返済および一般財源の確保に努めたい。」との答弁。

第13款 諸支出金、第14款 予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書については質疑はなかった。

次に2日目9月15日 市役所第一委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長及び教育長のほか理事者説明員出席のもと当分科会を開会した。

はじめに歳入について第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手数料については質疑はなかった。

第14款 国庫支出金について委員より「平林城跡のプレハブ解体やトイレの整備はどうなったのか。」との質疑に「プレハブの解体は終わった。トイレは今年度11月頃竣工、来年は駐車場の整備を予定している。」との答弁。

第16款 財産収入については質疑なく、第20款 諸収入について委員より「奨学金貸付金収入が年々管理しづらくなるので特別会計にした方がよいのでは。」と

の質疑に「以前は基金で管理し返済は一般会計でやっていたが、複雑化することをふまえて特別会計も検討する。」との答弁。

また、「奨学金の滞納繰越分の徴収方法は。」との質疑に「徴収は口座振り込みが原則。償還は最高10年で返済計画をもとに10回の人も1回の人もある。」との答弁。

次に歳出について、第10款 教育費について委員より「キャリア・スタート・ウィーク事業で職業については学校側の意向なのか。」との質疑に「生徒の希望するところに行く。受け入れは156事業所である。」との答弁。また、「震災児童は何人か。」との質疑に「小学校17人、中学校8人である。」との答弁。また、「学校給食の米はどこから仕入れるのか。」との質疑に「米飯給食は村上地区は業者から購入し、他の地区は調理場で作る。米は県の学校給食会から購入、給食費は学校で食材支払い業務と給食費を含めている。」との答弁。

以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち総務文教文科会所管については、起立全員で原案のとおり、認定すべきものと態度を決定した。

以上で、総務文教分科会の審査の概要と経過についての報告を終わる。

## 総務文教分科会

(質 疑)

木村 貞雄 報告の中に起債と償還の関係の話だが、そこに支出額を減らしていくような文章だが、決算のあれなんで例えば歳出とか歳入とかでなければ起債を減らしていくとかという言葉につながっていくと思うが、なんか支出と聞こえてきたような気がするが。

鈴木分科会長 私も事務局のいただいたものをもとにして書いたもので調べてみる。その文章からこの文字は拾ったものなので調べてみる。

木村 貞雄 要するに起債が多くなると悪いので、その辺の意味合いがうまく交わらないと、全部その文章覚えていないのでよく検討してみてください。

鈴木分科会長 もう一度見直して検討する。

小林 重平 Jアラート、今盛んに言われているが、ある人にこんなこと言われた。これ空襲警報だろうと戦前であれば、Jアラートなんでも日本語で横文字にするがこの際空襲警報にしたほうがいいんじゃないかという話あったが、そういう意見は出なかったか。

鈴木分科会長 出なかった。

## 市民厚生分科会

(報 告)

尾形市民厚生分科会長 ただいま上程されている議第121号について、先ほど報告した議案に引き続き審査をした。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。議第121号 平成28年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、市民厚生分科会所管分を議題とし、担当課長から歳入についての説明を受けた後、質疑に入った。

初めに第1款 市税について、委員より若い人が、税金が高いからと軽自動車に移行している傾向があると報道されているが、本市においてもその傾向があるのかとの質疑に、平成27年度と平成28年度を比較すると軽四輪乗用自家用自動車は平成27年が16,746台で、平成28年が16,924台であり、僅かではあるが増えている傾向にあるとの答弁。

次に第11款については質疑なく、第12款 分担金及び負担金で、委員より児童福祉費負担金で18名の未納者とあるが、これと子供の貧困との関係について分析しているかとの質疑に、そこまで詳しくは分析していないとの答弁。

次に第13款についてはさしたる質疑なく、第14款 国庫支出金で、委員より現在生活保護世帯はどのくらいあるのかとの質疑に、世帯数432世帯、人員として572人であるとの答弁。

委員より、中長期在留者はどの位いるのかとの質疑に、現在 290 名であるとの答弁。お嫁さん・お婿さん・研修生などの区分はあるのかとの質疑に、そういう区分はされていないとの答弁。

次に、第 15 款についてはさしたる質疑なく、第 18 款については質疑なく、第 20 款についてもさしたる質疑なく、歳入についての質疑を終結した。

次に歳出全款について担当課長より説明を受けたのちに質疑に入った。

第 2 款 総務費で岩船町駅前の三和電気のトタン修繕を行っているが、所有権をはじめ現在どのような状況になっているのかとの質疑に、破産手続きが開始されたが、その後手続きに要する費用がなくなり、その時点で管理する人がいない状況であるとの答弁。

今後の建物の老朽化に伴い、第三者に迷惑をかけるような状況になった場合、市が処置をしなくてはならないのかとの質疑に、そのようになるとの答弁。

今回発生した費用に関しては債権者に請求はできないのかとの質疑に、債権者には請求できないとの答弁。

次に、第 3 款 民生費で市の臨時職員の賃金単価について、保育士の単価はだいぶ上がったが、学童指導員に関しては、まだ低いと思われる。保育士の資格を持つ学童指導員が保育士になりますということになれば指導員がいなくなる。資格を有するのとそうでないのとでは相当違うし、10 年近く務めた方と今年入った人ではスキルも違うわけだから同じ雇用形態であることはおかしいのではないのかとの質疑に、今後関係課とも相談してみるとの答弁。

委員より、全国平均では 2025 年に高齢化のピークを迎えると報道されているが、村上市のピークはいつ頃になるのかとの質疑に、高齢者の人口推計によると村上市では 2020 年であるとの答弁。

次に、第 4 款 衛生費で風力発電に対して反対の立場の方に対して、市としてどのように対応しているのかとの質疑に、担当課としては事業推進に向けて粛々と作業を進めているし、年に 1 回ほど市長も含めて懇談の機会を要請されてそこに参加しているとの答弁。

委員より、岩船地区では夜 8 時ごろになると悪臭がするが、臭気測定はどの様に行っているのかとの質疑に、業者に委託し朝から夕方 5 時ごろまでを測定しているとの答弁。

夜になると悪臭がするという事は例えば作業が関係しているのではないのかとの質疑に、この問題に関し豚舎に対してミスト散布を 5 分 1 回 20 分休む対策をしていたが、7 月末頃まで夜悪臭がしており、調査したところ、ミスト散布が 8 時で終わっていたため、現在 9 時まで延ばして対応しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 121 号のうち市民厚生分科会所管分については起立多数にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

## 市民厚生分科会

(質 疑)

なし

## 経済建設分科会

(報 告)

川崎経済建設分科会長 先ほどの議第 114 号に引き続き、議第 121 号 平成 28 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。当分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過について、その主な経過と結果について報告いたす。

はじめに、歳入のうち第 12 款 分担金及び負担金、第 13 款 使用料及び手数料、第 14 款 国庫支出金、第 15 款 県支出金、第 16 款 財産収入、第 2

0 款 諸収入について、担当課長から説明を受けたのち質疑に入った。

第 1 2 款 分担金及び負担金、第 1 4 款 国庫支出金、第 1 5 款 県支出金、第 1 6 款 財産収入、第 2 0 款 諸収入についてはいずれも質疑なく、第 1 3 款 使用料及び手数料について、委員より、「イヨボヤ会館入館者が昨年と比べて 3,000 人も減少した。水族館とは違って自然に帰ってきた鮭の遡上や生態が生で見られ、体感できる。また子どもへの食育など、これまでと異なる観点から PR してはどうか。」との質疑に、「大口の顧客が来なくなり昨年は大幅に減った。今年は順調に営業活動等を行い盛り上がっている。ご指摘の観点からも PR していきたい。」との答弁だった。その他、さしたる質疑はなかった。

次に、歳出のうち第 4 款 衛生費、第 5 款 労働費、第 6 款 農林水産業費、第 7 款 商工費、第 8 款 土木費、第 1 1 款 災害復旧費について担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第 4 款 衛生費については、質疑なく、第 5 款 労働費について、委員より、「勤労者総合福祉センターは、指定管理者が管理運営を行っているが、施設の使用料はすべて指定管理者の収入になるか。」との質疑に、「使用料はすべて市に入る委託料型の指定管理である。」との答弁だった。

委員より、「勤労者総合福祉センターの指定管理料、約 1,200 万円の内訳は。」との質疑に、「指定管理にかかる職員人件費、消耗品費、光熱水費、清掃の委託料が主に充てられている。」との答弁だった。その他、さしたる質疑はなかった。

第 6 款、農林水産業費について、委員より、「有害鳥獣対策経費について、鳥獣被害で猟友会に頼んでも、仕事や会社の理解がなければ出ることができない。自衛隊 O B や隊友会による組織体を検討してはどうか。」との質疑に、「専門のハンターについては、一般質問でも研究するとの市長答弁であり、猟友会にもお願いして、検討の一つとしたい。」との答弁だった。

委員より、「神林有機資源リサイクルセンター経費の工事請負費は何か。」との質疑に、「攪拌装置のモーターの交換である。」との答弁だった。

第 7 款、商工費について、委員より、「ふるさと納税寄附者記念品代を約 6,800 万円支出したが、約 1 億円ではなかったか。」との質疑に、「旅行券は有効期間 1 年間であり使ったときに換金になるため遅れる分があること。また、米は分けて送る場合に送り賃が翌年になる分があること。さらに返礼割合が完全な 2 分の 1 ではないこと。以上の要因によるものである。」との答弁だった。

委員より、「プレミアム付き商品券が村上市の人口の約 2% にしか渡っていない。本当に経済効果に貢献しているのか。お金を持っている人にだけ集まるように思える。税の再配分の観点から限りなく平等性が追及されるべきではないか。」との質疑に、「経済活性化が目的のため、誰が購入しても経済効果を求めるものであるが、税の再配分という点も含めて議論していきたい。」との答弁だった。

委員より、「住宅リフォーム事業補助金について、補助金上限額が 20 万円であるが、もっと使いたくなるような仕組みづくりが必要。毎年リフォーム補助金を使えるということは毎年何かを手掛けていくという意欲につながる。予算を増やし、抽選でなく毎年対象にできるようにしてほしいと思うが。」との質疑に、「上限額が 20 万でいいのか、あるいは補助対象となった住宅も増えてくると管理が大変になるので、これらの視点も含めて事業者と協議したい。」との答弁だった。

第 8 款、土木費について委員より、「地籍調査経費約 2,900 万円のうち、測量設計等委託料がほとんどである。高すぎるのではないか。」との質疑に、「以前は国土調査と呼ばれた地籍調査だが、国土調査法の改正があり、業者への立会い依頼が可能となったため委託料が増えている。」との答弁だった。

委員より、「河川維持管理経費について、2 級河川の草刈りの各支所の委託状況は。」との質疑に、「合併前から委託のパターンが各地区で異なり、村上地区と山北地区は県から委託を受けて市から農家組合や集落に依頼し、神林地区と朝日地区については県から直接農家組合や集落に委託している。」との答弁だった。その他、さしたる質疑なく、第 1 1 款、災害復旧費については、質疑なく、以上で質

疑を終結し、経済建設分科会の審査範囲についての賛否の態度を取りまとめるにあたり、委員から賛否の態度についての発言を求めたが、発言なく、起立採決の結果、議第 121 号のうち、経済建設分科会所管の審査範囲については、起立全員により原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

以上で、経済建設分科会の審査の概要と経過についての報告を終わる。

#### 経済建設分科会

(質 疑)

なし

【討 論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については、起立多数にて認定すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君）閉会を宣する。

（午前 10 時 54 分）